

呉市教育委員会会議録
(令和元年7月19日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年7月19日定例会

- 1 開催日時 令和元年7月19日(金) 15:00開会
15:25閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほずみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 5人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第34号 請願書について(2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願)
 - (4) 教議第35号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 報告第17号 専決処分について
 - (6) 報告第18号 令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について
 - (7) 報告第19号 呉市立美術館の次期指定管理者の選定について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、小谷委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年6月28日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5及び日程第7については、議会に係る案件のため、また、日程第6については、広島県教育委員会の公表時期と合わせるため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第34号 請願書について(2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願)

教 育 長 それでは、日程第3の教議第34号「請願書について(2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願)」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

安 倍 課 長 それでは、教議第34号「請願書について(2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願)」を御説明いたします。

資料の2～3ページをお願いします。

本件は、令和2年度に使用する小学校教科用図書の採択に係わる請願となっております。

請願団体は、教科書ネット呉で、代表者は岩崎、花岡、中室、岸氏となっております。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

高 橋 課 長 請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和元年5月28日に提出された請願の内容については、令和2年度使用小学校教科用図書の採択に係わって4点ございます。

3ページを御覧ください。

1点目は、基本的人権、平和、民主主義、多文化共生の日本国憲法の精神を尊重した小学校教科書採択を行うこと、2点目は、市長や特定の政治勢力の不当な支配を受けることなく、適正な採択を行うこと、3点目は、小学校の教科書採択に係わる視点、方法を選定委員会で決定した後に、遅滞なく公開することにより、視点、方法が不当な政治支配に歪められていないことを市民に示すこと、4点目は呉市採択規程10条にある資料について、採択後、遅滞なく速やかに公表するとは、翌日も

しくは翌週であると考え。そうでないならその理由を明らかにすることについてでございます。

教科用図書の採択につきましては、これまでも、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、適切に進めております。

従いまして、請願事項につきましては、一括して、「教科用図書の採択につきましては、国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、引き続き適切に進めてまいります。また、採択の結果等につきましても、引き続き、遅滞なく公表するよう努めてまいります。」と回答したいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第34号「請願書について（2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願）」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 　前回の中学校の教科用図書の採択については、裁判で係争中と把握しておりますが、今回、採択の内容について回答するのは、大丈夫なのでしょうか。

高 橋 課 長 　先ほど御説明させていただいたように、今回の請願事項の内容は、今年度行う教科用図書の採択に係るのものでありますので、直接、係争中の内容と結びつくものではないかと存じます。

従いまして、先ほど案として述べました回答を行いたいと考えております。

森 尾 委 員 　請願事項3に選定委員会で決定した視点、方法を遅滞なく公開するとありますが、そういったことはできるのでしょうか。

高 橋 課 長 　これまではしておりません。それは、選定委員会で決まったことや、教科用図書の採択に係るものについては、採択規程に基づき、採択の事務が全て終わった後での公開としているためでございます。

佐々木委員 　請願事項4には、採択規程の10条にある資料について、遅滞なく速やかに公表するとは、翌日もしくは翌週であると考えますが、このあたりはどうでしょうか。

高 橋 課 長 　採択規程の10条の資料につきましては、採択結果や理由、教育委員会会議の議事録等になります。

採択結果やその理由については、採択後速やかに公表してまいります。

教育委員会会議の議事録等につきましては、作成し、間違い等がないか確認し、事務手続が済んだ段階で公開となりますが、少なくとも3週間以内には公表してまいりたいと考えております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願を採択するか、不採択とするかについて御意見をお伺いしたいと思います。

船 尾 委 員 　教科用図書の採択については、これまでも回答案にあったように国や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等に則って、適切に行ってきました。

従って、学校教育課長の説明されたとおりに御回答されたらいかかと思いますが、どうでしょうか。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本請願については採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願は採択とします。

教議第35号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第35号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、教議第35号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、豊浜町に建設された内浦教員住宅は、本来、教職員用の住宅として建設しておりますが、満室ではなかったことから旧豊浜町の判断により、呉市との合併以前から地元の方も入居されてきました。

近年、安芸灘大橋の建設により車通勤が可能になったことなどの理由により、教員からのニーズはありませんでしたので、施設の老朽化が激しいが、今後は維持修繕せず廃止する方針を入居者に説明し、退去を促してきました。

この度、入居者の理解もあり、平成31年3月末をもって転居されたため、当該施設を廃止するものです。

2の施設の概要でございますが、内浦教員住宅は、昭和43年度に建設されました鉄筋2階建ての1戸8世帯対応の住宅で、1世帯当たりの家賃は一律7,700円ございました。

なお、4には位置図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第35号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 今まで一般の方が入居されていた住宅を、この度廃止するということですが、規則には使用料の記載があります。これはどういうことでしょうか。

武 林 参 事 この度、内浦教員住宅を廃止いたしまして、改正後にはこの欄を削除をさせていただいております。ただし、大浜教員住宅につきましては、入居者がまだおり、規則には残りますので使用料等が記載してあるものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

報告第17号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第5の報告第17号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、報告第17号「専決処分について」御説明いたします。
資料の7ページを御覧ください。

1の賠償の理由は、交通事故による車両損傷、2の賠償金額は、相手方の修理費及び代車費用152,034円で、全国市有物件災害共済が適用されるものでございます。

3の賠償の相手方は、呉市内在住の個人の方でございます。

4の損害の状況でございますが、大浦崎スポーツセンター駐車場に音戸共同調理場のパート職員が、給食運搬車を駐車するため後退したところ、後方の確認を怠ったことにより、駐車してあった相手方乗用車の後部にこちらの車の後部が接触し、損害を与えたもので、こちらの過失が100%でございます。

本件につきましては、呉市議会令和元年9月定例会において報告いたします。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第17号「専決処分について」の説明がありました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第18号 令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について

教 育 長 次に、日程第6の報告第18号「令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第18号「令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」御説明いたします。

9ページを御覧ください。

呉高等学校入学者選抜の基本方針についてでございますが、広島県教育委員会から、令和2年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、広島県教育委員会に準じた形で決定するものでございます。

昨年度からの変更点について、資料の14ページの呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針新旧対照表を御覧ください。

内容に関する変更については、2の選抜(Ⅱ)の一般学力検査の検査問題において、(オ)「平成30年度中学校第3学年において新中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。」としておりましたが、「令和元年度中学校第3学年までに中学校学習指導要領を先行実施する部分を含む。」としております。

これは、広島県教育委員会の基本方針に準じて変更したものです。その他は、平成31年度を令和2年度に変更するなど、文言を整理したものでございます。

続きまして、第2の令和2年度呉市立呉高等学校の入学生員について、御報告い

たします。

11ページを御覧ください。

呉高等学校の入学定員につきましては、呉市立呉高等学校学則第2条第2項の規定により、呉市教育委員会が定めることとなっております。

呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校の生徒数は、昨年度から少し減少はしておりますが、大きな変動がないこと、呉地区の高等学校の入学定員について、昨年度動きがなかったことから、令和2年度の呉高等学校の入学定員を、令和元年度と同じ160名としております。

なお、呉高等学校の定員は、8月末に、広島県教育委員会へ情報提供し、広島県教育委員会がとりまとめて発表いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第18号「令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第19号 呉市立美術館の次期指定管理者の選定について

教 育 長 次に、日程第7の報告第19号「呉市立美術館の次期指定管理者の選定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは、報告第19号「呉市立美術館の次期指定管理者の選定について」御説明いたします。資料は17ページでございます。

本件は、呉市立美術館の指定管理期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の選定方法を定め、候補者の選定を行うものでございます。

資料に沿って説明させていただきます。

1の現在の指定管理者と選定方法でございますが、呉市立美術館につきましては、平成27年4月より公益財団法人呉市文化振興財団が非公募により指定管理者に選定され、現在、管理運営を行っております。

2の他都市の状況でございますが、県内にある美術館17施設のうち、公募は1施設で、残りの施設は、非公募又は自治体が直接運営を行っております。

なお、公募1施設は県立美術館でございますが、こちらに関しましても、公募による指定管理は施設管理部門のみで、学芸部門は県の直接運営となっております。

3の次期指定管理者の選定方法でございますが、資料の下段に参考として記載しておりますが、呉市の指定管理の指針である呉市指定管理者制度運用ガイドラインにおきましては、指定管理の選定方法は原則公募とされておりますが、公募を行わない施設、いわゆる非公募で選定することができる施設の例が示されております。

美術館は、その業務内容に専門性や継続性、公益性等が求められる施設であることから、ガイドラインのオの項目、管理に極めて高度の専門性を要することが求められる施設に該当すると判断し、非公募により、公益財団法人呉市文化振興財団を候補者として選定作業を進めてまいります。

最後に、4の今後のスケジュールの予定ですが、8月初旬から申請書の受付を行い、10月に選定委員会を開催し、指定管理者としての適否の審査を行い、11月の定例教育委員会に指定議案を提出させていただく予定としております。

なお、次期指定管理者の指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第19号「呉市立美術館の次期指定管理者の選定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。

（15：25）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和元年 7 月 1 9 日定例会)